

特定求職者雇用開発助成金(障害者初回雇用コース)

障害者雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数45.5～300人の中小企業）が、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に助成するものであり、中小企業の障害者雇用の促進を図ることを目的としています。

対象となる措置

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- (1) 「雇用関係助成金に係る共通支給要件」（13ページ参照）の要件を満たすこと。
- (2) 支給申請時点で、雇用する常用労働者数が45.5人～300人の事業主であること。
- (3) 1人目の支給対象者の雇入れの日の前日までの過去3年間に、障害者について雇用実績がない事業主であること。
- (4) 就労継続支援事業A型の事業を実施している事業主ではないこと。

※上記以外にも要件がありますので、詳しくはハローワークの障害者雇用担当窓口、または助成金センターまでお問い合わせください。

対象労働者及び支給額

本助成金は、次の1の対象労働者を2の条件により雇い入れて、3の要件を満たした場合に120万円が支給されます。

1. 対象労働者	「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」のいずれかに該当する求職者
----------	------------------------------------

※知的障害者については、「療育手帳の交付を受けている者または児童相談所等の判定を受けている者」に限ります。
 ※精神障害者については、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」に限ります。

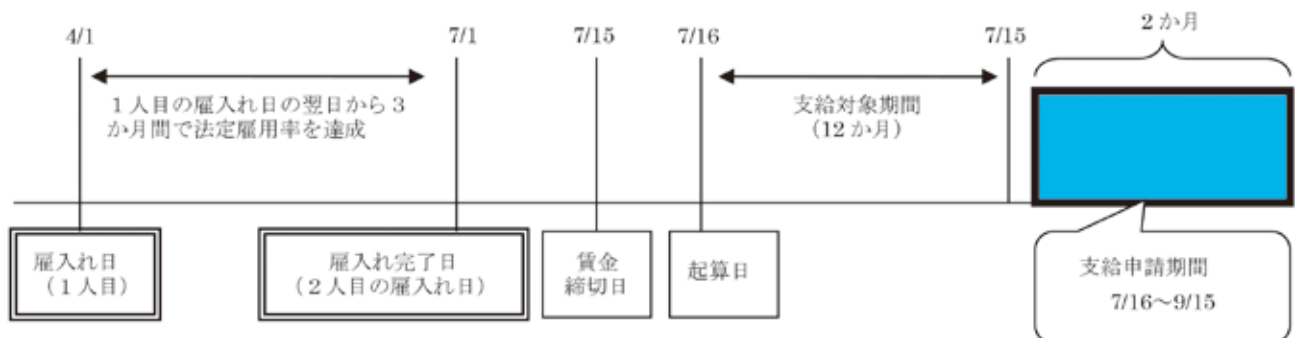
2. 雇入れ条件	対象労働者を公共職業安定所（ハローワーク）等の紹介により、常時雇用する雇用保険被保険者として雇い入れ、 <u>雇入れ時点で対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あることが確実であると認められること。</u>
----------	--

3. 法定雇用率の達成	1人目の対象労働者を雇い入れた日の翌日から起算して3カ月後の日までに、雇い入れた対象労働者数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上となって、法定雇用率を達成すること。※法定雇用率については11ページをご覧ください。
-------------	---

受給手続

本助成金を受給しようとする雇入れ事業主は、雇入れ完了日の直後の賃金締切日の翌日から12か月後の翌日から起算して2か月以内（以下「支給申請期間」という）に支給申請してください。

以下の図は参考です。



※主な要件を記載しています。詳細は下記でご確認ください。

- インターネット：厚生労働省 HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
 沖縄労働局 HP 「助成金について」
- パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内(詳細版)